

令和元年度 神奈川県主任介護支援専門員研修募集要項（後期）

1 目的

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的に実施します。

2 実施主体

神奈川県

3 運営主体

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会（神奈川県より研修運営を受託）

〒231-0023 横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階 TEL : 045-671-0284

4 対象者（受講要件）

神奈川県に登録している又は神奈川県内で勤務している介護支援専門員であって、次の①から④に該当し、かつ次のアからエまでのいずれかに該当する者とする。

該当の有無については、「令和元年度神奈川県主任介護支援専門員研修受講要件詳細」で必ず確認してください。

全てに該当し

かつ

いずれかに該当すること

- ① 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
 - ② 有効な介護支援専門員証を保有している者
 - ③ 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者
 - ④ 現に介護支援専門員として従事している者（※1）
-
- ア 専任（※2）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所管理者、介護予防支援事業所管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（※2）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - ウ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者（市町村経由で申込み）
 - エ 研修申込開始日が属する月の前月から起算して過去5年以内に介護支援専門員法定研修（実務研修、専門研修、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）の講師、ファシリテーターの経験がある者

※1 専任・兼任、常勤・非常勤を問わず、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつサービス計画の作成を行っているものであること。

①居宅介護支援事業所②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所④介護保険施設⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所⑦介護予防支援事業所⑧地域包括支援センター

※2 専任とは、常勤専従を指す。常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に該当し、雇用形態は問わない。専従とは、当該事業所における勤務時間において、介護支援専門員以外の職務に従事していないこと。

居宅介護支援事業所管理者、介護予防支援事業所管理者の職種を兼務している期間は、従事期間に含めることが出来る。

なお、上記受講要件を満たしている方でも、受講に際して、以下の前提が必要となりますので、ご注意ください。

* 研修の全日程に参加できる者。

* 主任介護支援専門員研修の期間中、有効な介護支援専門員証を所持している者。

5 受講者の決定について

受講申込書及び添付書類を審査の上、受講を決定します。受講可否の通知は、12月上旬を目処に本人(自宅宛て)に送付します。受講の可否については、電話での問い合わせに対応いたしません。ただし12月20日を過ぎても通知が届かない場合は事務局までご連絡下さい。

受講決定通知で通知いたしますコースでご受講いただきます。受講決定後、受講コース、受講日程の変更は原則として出来ません。

6 定員 299名

定員を上回った場合は神奈川県で介護支援専門員の登録されている者を優先し、総合的に判断します。

7 開催期間 令和2年1月9日(木)から令和2年3月25日(水)までのうち12日間

8 日程・カリキュラム・講師

別紙「令和元年度神奈川県主任介護支援専門員研修 後期日程・カリキュラム・講師一覧」のとおり

4日目以降は2コースに分かれて行います。希望コースを様式1の希望コース欄にご記入ください。各コースに定員があるため、申込者数によって必ずしも第1希望のコースで決定するわけではございません。ご了承の上お申し込みください。希望コースの記入がない場合は、当方で決めさせていただきます。

9 会場

関内ホール、横浜市従会館、藤沢商工会館

10 受講料 50,900円

- * 受講決定通知とともに納付書をお送りいたします。
- * 受講料納付後の返金については、原則として行いません。

11 受講申込み・手続き

受講希望者は、神奈川県介護支援専門員協会ホームページ「法定研修会情報」より必要な書類を印刷し、申込み期限までに受講者本人が郵送で申込んでください。

ただし、次の①②いずれかに該当する方は市町村からの申込みになりますので、個人郵送はせず、各市町村地域包括支援センター担当課にお問い合わせください。

①ケアマネジメントリーダー研修を修了し主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている者

②主任介護支援専門員研修修了後に主任介護支援専門員として地域包括支援センターに配置予定の者

※申込期間以前に到着したものや、締切日を過ぎた消印のものは受付できませんのでご注意ください。

※消印のないものは受付できない場合がございます。

(1) 申込書受付期間：令和元年10月1日（火）～令和元年10月31日（木）（当日消印有効）

(2) 受講申込書の送付先

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当

※直接持参されても受付いたしませんので、必ずご郵送ください。

(3) 申込みに必要な書類

■全員に提出していただくもの

- 1 様式1 受講申込書①・②
- 2 様式2 介護支援専門員業務従事証明書 ※①要件を満たす従事期間を証明できる従事証明書
②現在在職している事業所の従事証明書
- 3 ①専門研修課程Ⅰまたは更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）の修了証明書の写し。
または平成16～17年度に実施した現任研修基礎課程Ⅰ若しくはⅡの受講カードの写し（研修修了が確認できるページと氏名が分かるページ）
②専門研修課程Ⅱまたは更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）の修了証明書の写し。
※更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）・専門研修課程Ⅱの修了証明書が複数枚ある場合は直近のものを提出して下さい。
- 4 介護支援専門員証の写し A4サイズ用の紙にコピーして下さい。拡大する必要はありません。
※研修修了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、申込時点において所持している介護支援専門員証の写しを提出し、新しい介護支援専門員証が交付され次第、改めて介護支援専門員証の写しを提出して下さい。
- 5 ①居宅・施設サービス計画書第1表～第3表、又は介護予防サービス・支援計画書
②様式3 ケアプランチェックシート
③様式4 課題レポート
- 6 令和元年度神奈川県主任介護支援専門員研修確認票

■受講要件 イに該当する方に提出していただくもの

- 1 ケアマネジメントリーダー養成研修修了者 : 修了証明書の写し
- 2 日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャー : 認定証の写し

■受講要件 ウに該当する方に提出していただくもの

- 1 ケアマネジメントリーダー養成研修修了者 : 修了証明書の写し

■受講要件 エに該当する方に提出していただくもの

- 1 様式5 研修講師等実施証明書

- * 提出書類に不備や不足が多い場合には、受講要件の有無に関わらず不受理とさせて頂く場合があります。
- * 受講申込書類等について、補正及び確認が必要な場合には、神奈川県介護支援専門員協会から連絡を行います。
- * 提出された申込書類は返却いたしません。申込書類一式コピーを取ってお手元に残し、原本をご提出ください。(5①以外)
- * 様式1～5の改変したもの、任意様式のもの認められません。

12 修了証明書

- * 各科目で○×形式の修了評価を行います。
- * 全科目で一定の水準を満たしている全日程の修了者に、研修最終日に神奈川県知事の修了証明書を交付します。
- * 修了証明書の氏名については常用外漢字が含まれる場合も、常用漢字に置き換えて印字いたしますが、介護支援専門員証の更新手続き等に問題はございません。

13 その他

- * 主任介護支援専門員研修修了証明書では介護支援専門員の更新手続きは出来ません。介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了して下さい。更新手続きをせずに介護支援専門員業務を行った場合、介護支援専門員の登録消除の対象となりますのでご注意ください。
- * 主任介護支援専門員資格の有効期間内に、主任介護支援専門員研修は申込出来ません。
- * 受講決定後に受講要件及び添付書類の虚偽申請等の不正事実が判明した場合は、受講決定を取り消します。研修修了後（修了証明書交付後）に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。受講申込みにあたっては、受講要件に十分ご留意の上、業務従事証明書等提出書類の作成をお願いします。
- * 受講要件該当の有無については、書類審査をもって行いますので、事前の個別回答は致しかねます。
- * 研修会場へは公共交通機関でお越しください。

14 研修受講にあたっての留意事項

本研修の趣旨を踏まえ、有意義な研修となるよう研修実施にご協力ください。

- * 欠席、遅刻、早退は原則認められません。講義途中での退出を確認した場合は、欠席扱いとさせていただきますことがあります。
- * 研修中の携帯電話・パソコンの使用はご遠慮ください。
- * 居眠り、演習に参加しない等研修実施に影響が見受けられた場合には、受講中であっても面談・協議の上、受講を取りやめていただく場合があります。
- * 課題を提出頂く科目もございます。指定された課題の提出が無い場合、研修は受講できず、修了する事ができません。
- * 研修中は講師及び事務局の指示に従うようお願いします。

自然災害等により、研修の実施をやむを得ず見送る場合があります。研修中止の決定があった場合、神奈川県介護支援専門員協会ホームページ（<http://www.care-manager.or.jp/>）で確認してください。

15 問い合わせ先

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会

- (1) 電話：045-671-0284
- (2) F A X：045-671-0287 別添「主任介護支援専門員研修についての質問票」にて
- (3) メール（jimu@care-manager.or.jp）